

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」  
について

令和 2 年 5 月 1 日  
環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課  
廃棄物規制課

1 背景・目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、廃棄物処理業者における感染者の発生等により通常の稼働ができなくなる場合等に備え、円滑な処理が滞らないよう、必要な制度上の措置を講ずる。

2 改正の内容

(1) 緊急に行う廃棄物の処理を許可不要で行えるようにする特例

緊急に生活環境の保全上の支障の除去等のための措置を講ずるために特に必要がある場合において、環境大臣又は市町村長（一般廃棄物）若しくは都道府県知事（産業廃棄物）が適正に処理ができる者として指定した者は、指定された期間に限り、許可を受けずに、指定された廃棄物の処理を行うことができることとする。

(2) 保管上限の特例

自ら廃棄物を処理する排出事業者及び都道府県知事が、優良として認定している廃棄物の処分業者が、処分又は再生のために行う保管のうち、新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を含む。）に起因してやむを得ず行うものについては、がれき類等の品目に限って、保管容量の上限を、処理能力の 21 日分上乗せする。

(3) その他

(1) 及び (2) の規定の整備に伴う所要の改正を行う。

3 公布日及び施行日

令和 2 年 5 月 1 日